

※ これは 2020年9月1日より後に 入国する人に 向けた 案内です。

新型コロナウイルス感染症を 広げないための 上陸拒否の 措置について、それぞれの 事情によって 特別な 事情が あるものとして 入国・再入国を 許可することのある 具体的な例

2020年8月28日現在

新型コロナウイルス感染症が 世界中で 広がっています。そこで、法務大臣は、しばらくの間、一定の国や 地域にいたことがある 外国人については、特別な事情がなければ、出入国管理と 難民認定法 第5条 第1項 第14号に 当てはまるので 上陸を拒否しています。

9月1日より後の、特別な事情とは、再入国許可（みなし再入国許可も 含む。下も 同じです。）で 出国した 外国人で、日本国大使館・総領事館からもらった 再入国 関連書類 提出確認書、または 出入国在留管理庁からもらった 受理書を持っている人や「他の国を 行き来するための 段階的措置」に沿って 上陸申請をする外国人が あてはまります。特に、人間として 配慮しなくてはいけない事情があるときなどは、それぞれの 事情に応じて 特別な事情が あるものとして、入国を 許可することが あります（注1）。

それぞれの 事情に応じて 入国を 許可することのある 具体的な例は、下のよう なものが あります。

- 新しく 入国する 外国人で、下にあてはまる人（注2）
 - ・ 日本人・永住者の配偶者、または子
 - ・ 定住者の配偶者、または子で、日本に家族がいて、家族と 離れた状態になっている
 - ・ 「教育」または「教授」の 在留資格を取る 外国人。そして、所属している または 所属する予定の 学校などで 人が足りなくなっていて、人をいれなければ その学校などでの 教育活動を行うことが 難しくなる。そこで、その 問題を 解決するために 入国の必要がある
 - ・ 「医療」の 在留資格を取る 外国人で、医療の充実や 強化をする

（注1）入国するためには、原則、感染症を 防ぐために 追加された措置が 必要 になります。注意してください（詳しいことは「[外国人の入国・再入国に係る追加的な防疫措置について](#)」を 確認してください）。

（注2）入国する 目的によって、滞在している国や 地域にある 日本国大使館・ 総領事館から 査証をもらう 必要があります。

連絡先：出入国 在留管理庁 出入国管理部 審判課

電話：（代表）03-3580-4111（内線4446・4447）

